

## 第63号議案

### 教育委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて

本市教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求める。

令和6年9月2日提出

芦屋市長 高島 峻輔

記

住 所

氏 名 河盛 重造

提案理由

河盛 重造委員の任期が、令和6年10月1日をもって満了するため、次期委員を任命しようとするもの。

## 参 照

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

#### (組織)

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもつて組織する。 (後略)

#### (任命)

第4条 (第1項省略)

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。
  - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- 4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。
- 5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項第2号及び第5項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

#### (任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育長及び委員は、再任されることがある。